

地域活動の活性化に向けたワークショップの実施業務委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

これまでから、地縁による自治会をはじめ、テーマ型の自治組織や各種団体など（以下、「各地域組織」という。）による地域課題の解決に向けた取組が実践されており、多様な主体が集い、地域の課題を共有・話し合う場の創出として、地域活動の活性化に向けたワークショップを各校区において実施しているところである。ワークショップを実施した校区においては、ワークショップの中で出たアイデアを取り入れ、できることから取組を進められている。

そこで、引き続き、多様な主体が出会い、活動する場の提供や機会を創出する一助として、地域課題の洗い出し・共有を行うとともに、その解決方策を検討するためのワークショップを実施し、更なる地域コミュニティの醸成と真に豊かで持続可能な地域社会をめざすものである。

その実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

地域活動の活性化に向けたワークショップの実施業務

(2) 業務の目的

地域コミュニティ基本指針に掲げる地域が主体的に行う取組である「協議の場づくり」や「地域自治組織づくり」の一つとして、また、多様な主体が出会い、活動する場の提供や機会を創出する一助として、地域の課題の洗い出し・共有を行うとともに、その解決方策を検討するためのワークショップを実施することで、更なる地域コミュニティの醸成と真に豊かで持続可能な地域社会をめざすことを目的とする。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 業務期間

令和7年4月10日から令和8年3月31日まで

3 当該業務の予算額

4,675,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

この契約については、市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた

令和7年4月1日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかった際は、本プロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これにより損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地域のコミュニティ組織を対象としたワークショップを行った実績があり、本事業の趣旨を十分に理解し、事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施できる者であること。
- (2) 別途「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。
- (3) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号、メールアドレス、担当者氏名を記載し、下記の提出期限までに電子メール又はFAXで地域コミュニティ課宛に送信すること。

提出期限：令和7年2月25日（火）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市市民文化部地域コミュニティ課

E-mail：community@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX：072(620)1715

※ 電子メール又はFAX以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和7年2月27日（木）午前9時から

掲載場所：茨木市HP 地域コミュニティ課のページ

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

※実績を証する書類も併せて提出すること。

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市市民文化局地域コミュニティ課（茨木市役所本館2階）

ウ 提出期限：令和7年3月4日（火）午後5時まで

※ただし、土日、祝日を除く、各日午前9時から午後5時までとする。

エ 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は特定記録郵便で必着）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により令和7年3月7日（金）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに地域コミュニティ課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式 A4サイズ縦 10ページ程度）

① ワークショップ実施における企画提案について

② 業務の実施方針、取り組み体制、スタッフの特徴、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項について

※企画提案書は、仕様書に示された事項をふまえて作成すること。

※企画提案書（副本）には、会社名等を記載しないこと

イ 作業スケジュール（任意様式）

ウ 参考見積書及び内訳書（様式7号）

① 令和7年4月10日から令和8年3月31日まで

参考見積価格を記入すること。

なお、受注候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴取する。

(3) 提出方法等

ア 提出先：茨木市市民文化部地域コミュニティ課（茨木市役所本館2階）

イ 提出期限：令和7年3月18日（火）午後5時まで（厳守）

※ただし、土日、祝日を除く、各日午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は必着）

エ 提出部数

正本1部

副本8部（上記(2)ウの参考見積書及び内訳書を除く）

なお、上記(2)ウの参考見積書及び内訳書は、原本1部のみを自社の封筒に入れ、業務名を記入した後、密封の上、提出すること。

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者はできる限り速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査(書類審査)令和7年3月19日(水)予定

提出された業務実績調書等の内容及び提案額（参考見積書）を下記10(1)書類による事務局審査で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、参加者が5者に満たない場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において、事務局審査（第1次審査）及びプレゼンテーションによる審査（第2次審査）を併せて行い、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査(プレゼンテーションによる審査)令和7年3月27日(木)予定

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。なお、企画提案書の内容をまとめたスライドを使用して、プレゼンテーションを行うことは認めるものとする。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、スクリーン・プロジェクター・HDMIケーブルは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、2人以内とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和7年3月21日（金）に当該審査を行った全者に対し通知する。また、第1次審査の通過者にのみ、審査結果と併せてプレゼンテーションの日程を通知する。なお、参加者が5者以下で第1次審査を実施しない場合は、上記の通知を省略し、令和7年3月21日（金）に参加者全員に対し、電子メ

ールまたは電話により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和7年3月25日（火）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和7年3月28日（金）に当該審査を行った全者に対し通知する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和7年4月4日（金）まで、審査結果について書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は下記のとおりとする。

(1) 審査基準

<書類による事務局審査 80点満点>

	審査項目	配点
業務実績調書内容	本業務に適した類似業務、関連業務の実績があるか。(様式3 関係) ※令和2年～令和6年度までの過去5年間の業務実績の内、類似業務、関連業務の順で、優先して10件以内を記入。 類似業務（2点）：地域コミュニティを対象としたワークショップ業務 関連業務（1点）：地域コミュニティを対象とした業務	15点
業務実施体制調書内容	担当者の人員配置や業務体制など、事業実施のための十分な体制がとれているか。(様式4 関係) ①地域コミュニティを対象としたワークショップ業務に携わった実績を有する担当者数(人数×4点) ②地域コミュニティを対象とした業務に携わった実績を有する担当者数(人数×2点) ※同一の担当者が①と②のどちらの業務実績にも当てはまる場合、①の実績を評価点として計上する。	15点
提案額(参考見積額)	事業金額【令和7年4月10日から令和8年3月31日まで】 全提案者のうち、最低見積金額を提示した提案者を50点とする。 2位以下については、(参加業者中最低見積額/各社見積額)×50点とする。(様式7号関係) ※小数点以下切捨て	50点
合計		80点

＜プレゼンテーションによる審査 420点満点＞

	審査項目	審査内容	配点
企画提案書	ワークショップ	①ワークショップの実施に向けた協議事項や調整方法などが具体的に提案されているか。	10点
		②ワークショップで洗い出された地域課題の整理や、その解決に向けて検討を行うための具体的な手法などが提案されているか。また、これまでの経験やノウハウを生かした助言や、検討結果をフィードバックする方策が提案されているか。	20点
	フォローアップ	③フォローアップの実施に向けて、前年度ワークショップ実施校区との調整方法などが具体的に提案されているか。また、地域が求める支援を的確に捉え、これまでの経験やノウハウを生かしたフォローアップの方策が提案されているか。	10点
	報告会	④地域の方が報告会で発表を行うにあたってのサポートについて、具体的な提案がなされているか。	10点
	共通事項	⑤理論的で実現性の高い提案がなされているか。また、スケジュール・実施体制等について、実現可能な提案がなされているか。	10点
	独自提案	⑥仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	10点
	合計		

(2) 配点

- ①事務局審査 80点
- ②選定会議審査 420点 (70点×6人)
- ①と②の合計500点

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、かつ提案額が同額の場合は、プレゼンテーショ

- ンによる審査の審査内容②、③の合計点の高い者を候補者として決定する。
- (4) 上記(3)によっても、なお最高点の者が複数ある場合は、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が1者であった場合、又は参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。
- (6) 審査の結果、評価点が配点合計(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上に達した事業者がない場合は、適格者なしとする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

本市と候補者との契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

本市と候補者との協議では、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この協議において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て、本業務の仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

公告	令和7年2月19日(水)
質問期限	令和7年2月25日(火)
質問に対する回答	令和7年2月27日(木)
参加申込期間	令和7年2月19日(水)から 令和7年3月4日(火)午後5時まで(厳守) ※土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
参加資格審査結果通知	令和7年3月7日(金)

企画提案書提出期間	令和7年3月10日（月）から 令和7年3月18日（火）午後5時まで（厳守） ※土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
第1次審査	令和7年3月19日（水）
第1次審査結果通知	令和7年3月21日（金）
第2次審査	令和7年3月27日（木）（予定）
第2次審査結果通知	令和7年3月28日（金）（予定）
契約締結	令和7年4月10日（木）（予定）
業務開始	令和7年4月10日（木）（予定）

15 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合も、本プロポーザルは中止しない。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 市民文化部地域コミュニティ課 担当 靱谷・鬼本
 TEL 072-620-1604（直通）FAX 072-620-1715
 E-mail: community@city.ibaraki.lg.jp